

**浦添市公的施設（公設民営）学童クラブ
指定管理者制度導入説明会（R6開催）の
主な質問と回答をまとめました**

令和7年6月作成

浦添市こども未来部 こども政策課
電話876-1282（直通）

公的施設のある小学校区ごとに説明会を開催

- ❖ 説明会では、学童クラブを利用している保護者や地域の方、学童クラブ支援員などの参加がございました。
- ❖ 第1回 令和6年10月19日（土）（浦添、前田、浦城小学校区）
- ❖ 第2回 令和6年11月2日（土）（宮城、前田、牧港、港川小学校区）
- ❖ 第3回 令和6年11月9日（土）（牧港、仲西、沢岬、当山小学校区）
- ❖ 第4回 令和6年11月10日（日）（牧港、浦城、神森、内間小学校区）

参加者数 延べ108名

質問と回答について（R6説明会）

Q1. なぜこの時期に指定管理を導入するのですか。法人化の過渡期で、まだ不安定ではないでしょうか。

➡本市の学童クラブは、保護者会による運営形態から、すべて法人運営となっています。公的施設は、保護者会が使用許可を得る運営していました。現在では、運営を引き継いだ事業者が施設の使用許可を得て使用しています。公平性や透明性、客観性を保つ仕組みが必要と考え、ほとんどの学童クラブが保護者会から法人化した、3年ほど前から事業者と意見交換を重ね、令和5年度に関係条例の改正を経て、令和6年度は具体的な内容について意見交換を行ったところです。

Q2. 浦添市の学童のこれまでの歴史を把握していますか。

➡当初保護者会のみへ補助金を交付し、公的施設も優先的に貸しておりましたが、平成27年度に子ども・子育て支援新制度の施行を機に、補助金も増額し、仕事をしながらの運営が厳しいとの声がありました。安定的な運営を図るため、平成30年度から法人化が進み、法人化した事業者へも補助金を交付し、現在では、すべて法人化された事業者が運営しています。

質問と回答について（R6説明会）

Q3. パブリックコメントを実施しないのはなぜでしょうか。

➡浦添市市民意見提出制度の対象は、実施要綱第3条で次のように定められています。
「市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる施策の策定若しくは改定又は条例等の制定若しくは改廃」

どのような内容が該当するのか、具体的に定めているのが、次の同条第2項です。

1. 総合計画等市の基本施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針
その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
2. 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定又は改定
3. 市の基本施策を定める条例及び市民に義務を課し、又は権利を制限することを
内容とする条例の制定又は改廃

指定管理者制度は、市の計画や方針ではなく、憲章、宣言でもなく、市民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例制定、改廃にも該当せず「地方自治法で定められた制度」です。公共施設の運営を現在の使用許可から、指定管理者制度を取り入れることについて、市民意見提出制度の方法で意見聴取するものにはあてはまらないと考えております。

（説明会を通してご質問や意見をいただき、回答としてまとめています。）

質問と回答について（R6説明会）

Q4. 指定管理者制度を導入している他市の状況を教えてほしい。

➡県内では、公的施設の学童クラブにおいて指定管理者制度を導入している市町村が複数ございます。

導入時期の事例としましては、公的施設を新設した際に、公募により事業者（指定管理者）を選定していることを確認しております。

Q5. 県外で実施されている、随意選定を検討してはどうでしょうか。

➡県外で実施している随意選定については、導入当初、公募により指定管理者制度を導入したものの、その後指定期間が経過し、再度公募を行う時期に、他に実施する事業者がないことや、長年事業に携わっていること等を勘案し、随意指定という手法がとられております。

浦添市内では、現在、18事業者により学童運営が行われていることから、他に実施する事業者がない等の理由には該当しないと考えております。

（※補足：県外の随意指定の事例を確認したところ、人口の少ない町村において、他に事業者がない等正当な理由がある場合となっていました。）

質問と回答について（R6説明会）

Q6. 選考によって事業者が変わった場合、職員が変わることで学童の安全管理等は大丈夫でしょうか。

➡放課後児童健全育成事業は、国が示した運営指針や市の条例等で定めた基準を順守し運営しております。

また、審査項目の中には、万が一事業者が変わった場合における引継ぎについての考え方も含まれています。選考により事業者が変わる場合には、より丁寧な引継ぎを行う必要があると考えております。

Q7. 選定基準の7割を満たさなかった場合はどうなりますか。また選考された事業者が、途中で事業を止める場合はどうなりますか。

➡公的施設の管理運営につきましては、直営(市)又は民間委託等により行うことが基本となっております。仮に、応募事業者が選考基準の7割に満たなかった場合、または途中で事業を止める場合には、市が責任をもって直営で運営することも検討したいと考えております。

質問と回答について（R6説明会）

Q8. 選定結果により事業者が変わった場合、支援員の雇用はどうなりますか。また、選定後も保護者説明会の開催はありますか。

➡支援員の雇用につきましては、事業者間の協議によりるものと考えております。浦添市では、数年前に公立幼稚園（直営）から公私連携こども園（民営）へ移行した際に、選定された法人の職員として、市の臨時職員が雇用された事例がございます。

事業者が決定した際は、事業者と市の合同説明会の開催を予定しております。

Q9. すでに指定管理者制度が導入されているひまわり学童クラブでは、指定管理者が変更になった場合の利用者の声はどうでしたか。

➡当時事業者Aの運営から、事業者Bに変わる際、利用児童の保護者から変えないでほしい、そのままの継続してほしい、先生の雇用を継続してほしい等の意見があったことを確認しております。

また、当時Aで働いていた職員数名がBに雇用されたと伺っています。先生が変わったことによるこども達の混乱等はなく、運営していたと伺っております。

（※補足：当時の内容を確認し掲載しています。）

質問と回答について（R6説明会）

Q10. 支援員の人材確保は大丈夫ですか。法人の職員状況を把握しているのでしょうか。

➡指定管理者制度の導入後は、毎年度、市において事業の運営状況や人員配置の状況、施設の管理状況や、利用者の満足度（アンケート）等を確認するモニタリング

調査を行います。

モニタリングを通して、支援員の定着等を確認し、安定的な運営が行われているか確認することができます。

Q11. 公募により他の法人が選ばれた場合、待機児童が出るのではないかと。

➡現在、民間施設で運営している事業者が選考され、公的施設の管理運営を行うことで、民間施設を閉めるようなことが起きる場合、学童クラブが減ることになります。仮にそのような事案が生じる場合は、当該小学校区において、学童クラブ数の需給状況を確認しながら判断することになりますので、待機児童とリンクすることはありません。

質問と回答について（R6説明会）

Q12. 資料の中で、地方自治法第244条の2を省略している理由は。

➡地方自治法第244条の2 第1項において、公の施設の管理運営については、基本的には市が直営で行うことになっており、法の趣旨を概要として掲載しています。他の項を意図的に省略していることはございません。
同法の第3項において、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより指定管理者制度を導入することができるとなっております。

Q13. 引継ぎに関する審査項目があることに違和感を感じます。変わることが前提なのでしょうか。

➡説明会資料の「よくある質問③のQ7回答」にて説明。

Q14. なぜ、指定管理者制度の導入が必要になったのでしょうか。考えられるデメリットがあれば教えてください。

➡説明会資料の「よくある質問③のQ7、Q8回答」にて説明。

質問と回答について（R6説明会）

Q15. 保護者、市民への説明が足りないのではないか。

➡市民説明の前に、まずは事業者へしっかり説明し、共通理解を図ることを優先に考えました。公的施設の利用のあり方については、現在、市内で事業を行っている事業者と、複数年にわたり意見交換を重ねてきました。その中で、公募の要件など、ある程度の共通認識を図ることができましたので、保護者の皆様へ説明会をこの時期に開催しました。公募により運営事業候補者が決定した際にも、保護者説明会を予定しております。

Q16. 法人選定スケジュールを教えてほしい。R7に説明会を設けるか。

➡説明会資料の「よくある質問①のQ3回答」にて説明。

公募により指定管理者候補者が決定した際には、市と事業者と合同による説明会の開催を予定しております。

質問と回答について（R6説明会）

Q17. 市連協の5月のアンケートでは33クラブの保護者より反対の声が多かった。市の見解について伺います。

➡説明会資料の「よくある質問③のQ8回答」にて説明。

Q18. 説明会の周知が足りていたのか。LINEを活用してもよかったのではないか。

➡ホームページでの周知や各学童クラブへ案内をしました。指定管理者の候補者が決定した際には、説明会に向けてLINE等の活用も検討したいと思います。

Q19. 保護者もプレゼンテーション審査に参加させてほしい。

➡プレゼンテーション審査には3名程度の参加を予定しております。日頃から学童との関りの深い保護者の代表の方が参加することにつきましては、今後、関係者と前向きに検討したいと考えております。